

木造住宅耐震補強補助金の収入要件等撤廃!!

木造住宅耐震補強工事の補助金は、世帯合算の所得が月額39万7千円以下の方にしか補助金交付がされませんでした。収入要件等の撤廃により、木造住宅耐震診断の結果で「倒壊のおそれがある」と診断された住宅であれば補助金が交付されるようになりました。木造住宅耐震補強工事を行い、大切な命や財産を守りましょう。

★対象

来年の2月末日までに耐震補強工事を完了する見込みがある対象建物の所有者で朝日町に住民登録のある方

★対象住宅

耐震診断結果が総合評点0.7未満となった木造住宅を1.0以上にする耐震補強工事をこれから行おうとする木造住宅（すでに耐震補強工事を行った場合は対象になりません。）

★補助金額

町・県→耐震補強工事などに係る費用の約3分の2の額（最高60万円）

国 → (1) 工事費（32,600円/㎡が限度額）×11.5%（最高60万円）

(2) 指定避難路沿いの住宅の場合 工事費（同上）×1/3（最高60万円）

※国からの補助金は上記（1）（2）のいずれが対象

町・県（最高60万円）＋国（最高60万円）＝（最高120万円）

★必要書類

- ・申請書（産業建設課窓口で配布）
- ・印鑑
- ・木造住宅耐震診断判定書
- ・対象事業の用件を証する書類（住民票の写し等）

【注意事項】

補強事業費補助金を受けるには、工事を行う前に必ず申請が必要になります。
申請前に補助工事を行った場合、補助金を受ける事はできません。

事務担当 産業建設課 377-5658

朝日町木造住宅耐震補強事業費補助金の流れ

事前相談

書類等を確認し、補助の対象になるかどうかを確認させていただきます。

補助金交付申請書

申請書のほかに添付書類（見積書・耐震診断結果報告書・補強計画書（判定書含む）等）を一緒に提出していただきます。内容を審査し、補助金交付決定通知が届きましたら、耐震補強工事の着手をして下さい。

変更等承認申請書

工事に変更等があれば必要に応じて提出していただきます。

実績報告書

耐震補強工事完了後、実績報告書と添付書類（工事契約書・領収書・工事中の写真・補強後の耐震診断書等）を提出していただきます。

補助金請求書

実績報告書を審査し、補助金交付確定通知が出ます。補助金交付請求書に必要な事項を記入し、提出して下さい。その後、指定された口座に補助金が振り込まれます。